

出版細則

(総 則)

第1条 公益社団法人 日本地すべり学会規則（以下、「規則」という）第20条第2項に基づき、この細則を定める。学会が行う出版は、この細則の定めるところによる。

2 この細則は、理事会の決議を経て、変更することができる。

(適用の範囲)

第2条 学会が行う出版とは、別表に示す書籍、定期刊行物、Web及び電子出版物並びにこれに類似するもの（以下「書籍等」という。）を発行することを言う。

(定 義)

第3条 この細則において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。

2 著作物とは、学会の活動において創作した著作権法第2条第1項第1号に規定された著作物のうち学術の範囲に属するものをいう。著作物には本条第3項のソフトウェア、第4項のデータベース及び第5項のデジタルコンテンツを含む。

3 ソフトウェアとは、電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるように、これに対する指令を組み合わせたものとして表現したものをいう。

4 データベースとは、論文、数値、図形その他の情報の集合体であって、電子計算機を用いて検索することができるように、それらの情報を体系的に構成したものをいう。

5 デジタルコンテンツとは、学会ホームページ上で提供される情報及び学会誌電子ジャーナルをいう。

6 著作者とは、本条第2項に規定された著作物を創作する者をいう。

7 共同著作物とは、二人以上のものが共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう。

8 この細則において対象とする著作権とは、著作権法第21条（複製権）、24条（口述権）、26条の2（譲渡権）、26条の3（貸与権）、27条（翻訳・翻案権）、28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定された権利をいう。但し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）は含まれない。

9 出版行為とは、出版の企画、執筆者の選定、執筆依頼、原稿収集、原稿審査、編集、本文以外の掲載情報（目次、索引、奥付）の準備、造本計画の立案及び決定、校正、印刷、製本、頒布等の出版に関わるすべての行為をいう。

10 出版権とは、著作権法第79条、80条に規定された権利をいう。

11 出版者とは、実際に出版行為を行うものをいう。

(出版の目的)

第4条 出版は、学会の研究成果を一般に広め、地すべりの調査、解析、対策技術等の向上を図り、もって科学技術の発展、行政施策、国際協力並びに公共活動に寄与することを目的とする。

(著作物の出版)

第5条 会員以外をも対象に書店などで有償販売することを目的とした著作物(別表分類E)を発行することを希望するものは、出版委員会が別に定める申請書を出版委員会へ提出しなければならない。

2 出版委員会は提出された申請書に基づいて当該著作物を日本地すべり学会として発行することについて審議し、必要に応じて発行を希望するものと合議のうえ修正し、理事会へ報告し、承認を得なければならない。

(出版物の識別)

第6条 学会による著作物は出版に際し、必要に応じて国際標準図書番号 (ISBN) , または、国際標準逐次刊行物番号 (ISSN) を取得の上、発行するものとする。

(出版行為の委託)

第7条 別表分類Eに相当する著作物は、原則として出版行為を外部委託とし、出版社に出版権を設定し、別途締結する出版契約書をもって行う。

(著作権の帰属)

第8条 著作物の著作権は学会に帰属(譲渡)する。但し、他学協会又は他組織と共同で出版する場合は、当該学協会又は組織との協議による。また、出版行為を委託し、出版者と出版契約を締結した場合は、その出版契約書の定めによる。

2 学会は、著作者等の承諾なく著作物を自由に公表することができる。

3 学会が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、著作者等の同意を得るものとする。

4 著作者等は有償頒布する著作物について、当該著作物を複製し、内容を公表するときは、学会の承認を得るものとする。但し、無償頒布する著作物については、慣例に従って引用することで、承認を得る必要はない。

5 出版者が著作物をあらかじめ複製し有償頒布する場合には、あらかじめ学会にその旨を通知しなければならない。その際、学会は著作者等の了解を得て、新たに有償頒布する著作物に修正または増減を加えることができる。

6 著作物が絶版となった場合、その著作権の取扱いは、学会と著作者等が別途協議するものとする。

7 デジタルコンテンツの著作権は、原則として本条第1項から第6項に準拠する。

(著作者等の責任)

第9条 著作者等は、自己の著作物に対して責任を負うものとし、当該著作物の内容に関して、他の著作権の侵害、名誉毀損等が生じないように十分注意するものとする。

(著作物の利用に関する許諾)

第10条 第三者から著作物の利用について許諾を求められたときは、次の各項に定めるところによる。

- 2 別表A, B, C, Dの分類に相当する著作物の場合、原則として、国、地方公共団体が使用するもの、普及、教育のために使用するものおよびこれに類するものについて許諾する。その際、当該著作物の出所を、その複製または利用の形態に応じて合理的と認められる方法と程度により、明示させるものとする。
- 3 別表Eの分類に相当する著作物の場合、編集出版部による審議を経て許諾の可否を決定する。但し、他学協会又は他組織と共同で出版したものの場合は、当該学協会又は組織との協議による。また、出版行為を委託した著作物の場合は、出版者と締結した出版契約書の定めるところによる。

(引用)

第11条 別表A, B, C, Dの分類に相当する著作物を出版するにあたり、公表された論文等の文章・図・表等、著作物の内容の一部を引用する場合は、公正な慣行に合致し、学術研究、批評その他の引用の目的上正当な範囲内で行うものとする。また、別表Eの分類に相当する著作物の出版に関する引用は、著作権者の許諾を得るものとする。

(著作権使用料)

第12条 著作権使用料は、次の各項に定めるところによる。

- 2 無償頒布の著作物にかかる著作権使用料は、これを徴収しない。
- 3 有償頒布による著作物の著作権使用料は、学会は利用者に対して適当な対価を請求することができる。但し、他学協会、組織と共同で出版する場合は、当該学協会、組織との協議、また、出版行為を委託した場合は、出版者と締結した出版契約書に定める。

(著作権の譲渡)

第13条 学会は、理事会の承認を得て、著作権を第三者に譲渡することができる。

(執筆料)

第 14 条 執筆料は無償とし、著作者等は当該著作物の寄贈を受けることができる。但し、他学協会又は他組織と共同で出版する場合は、当該学協会又は組織との協議による。また、出版行為を委託し、出版者と出版契約を締結した場合は、その出版契約書の定めによる。

(その他)

第 15 条 その他必要な事務は、学会事務局において行うものとする。

附則（平成 24 年 8 月 28 日理事会議決）

この細則は、平成 24 年 8 月 28 日に一部改定したもので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

附則（平成 25 年 8 月 28 日理事会決議）

この細則は、平成 25 年 8 月 28 日に一部改定したもので、同日から施行する。

附則（平成 26 年 8 月 19 日理事会決議）

この細則は、平成 26 年 8 月 19 日に一部改定したもので、同日から施行する。

別表 日本地すべり学会による著作物の分類

分類	著作物	主領布対象	発行者	著作権の 帰属	管理部署	その他
A	日本地すべり学会誌 日本地すべり学会誌電子 ジャーナル	学会員	学会	学会	編集出版 部 編 集 委 員 会	各管理部署より 理事会へ活動計 画・活動状況を
B	シンポジウム講演集 研究発表会講演予稿集 (CD など含む)	学会員 共催他学会 など	学会 共催他学 会など	学会 共催機関 との協議 による	事業計画 部	
	国際学会資料・ Proceedings	学会員 共催他学会 海外研究者 など	学会 共催他学 会など	学会 共催機関 との協議 による	国際部	
	研究委員会報告書 災害等調査団報告書	学会員 共催他学会 など	学会 共催他学 会など	学会 共催機関 との協議 による	研究調査 部	
C	ホームページコンテンツ 学会広報パンフレット	学会員・一 般	学会	学会	総務部	
D	支部研究委員会報告書 ランドスライドなど 支部だより	学会員 共催他学会 など	学会支部 共催他学 会など	学会支部 共催機関 との協議 による	学会支部	
E	書店など販売著作物 *地すべりー地形地質的 認識と用語 *有限要素法による地す べり解析 *Landslide in Japan など	学会員・一 般	出版契約 書による	学会 (編集著 作権 は出版契 約書に よる)	編集出版 部 出版委員 会	出版物発行申請 書(様式1～様 式3)の提出 出版委員会の設 置 理事会の承認
F	受託研究報告書	委託者		委託者	研究調査 部	理事会へ活動計 画・活動状況を 報告